

「村上市景観条例（案）」の解説

村上市においては、国指定史跡の村上城跡やその城下町である旧武家町、旧町人町・寺町を代表として、岩船、瀬波など歴史的に価値の高い建造物等やまちなみ景観が残っています。また、江戸時代の出羽街道沿いの宿場町として栄えた小俣宿、猿沢宿、北前船の寄港地であった塩谷、海老江など歴史的風情を有した集落が分布しています。その他に山林、河川、海岸、田園等の豊かな自然資源を有した景観、各地域の祭りや伝統芸能など地域の中で育まれてきた多種多様な文化が受け継がれ、それと一体となって多様で魅力的な景観を育んできました。

一方で近年、生活様式の変化や価値観の多様化により、これらの景観にはなじまないような形態・色彩を有する建築物や広告看板が増えるなど多くの課題が生じています。

このような状況の中、平成 16 年には、わが国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定され、全国各地で景観形成に関する取組みが行われています。

旧村上市では、「景観法」制定以前から全国的に見ても早い段階から景観に対して取組みがなされ、独自条例として平成 12 年に制定された「村上市歴史的景観保全条例」による旧武家町の景観保全を積極的に推進してきました。また、旧町人町や塩谷、小俣などでは地域の方々が積極的に景観と一体でまちづくりの取組みが進められています。

このような背景のもと、村上市にとってもかけがえのない財産である素晴らしい景観を後世へ引き継ぎ、より積極的な景観づくりに取り組んでいくため、村上市では平成 22 年 4 月に「景観法」に基づく景観行政団体となり、平成 25 年 3 月に「村上市景観計画」を策定しました。

これにより、村上市全域を景観計画区域と設定し、地域や地区特性に分類して景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法を示すとともに、良好な景観の形成の実現に向けた方針、ルール等の必要な事項を定め、市民等・事業者・行政等の協働により村上市らしい魅力のある景観を後世に引き継いでいくことを目指すため、「景観法」に定められている事項のほか法委任されている地域の特性等の事項について条例で定めるものです。

平成 25 年村上市条例第 号

村上市景観条例（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 5 条）
- 第 2 章 景観計画の策定等（第 6 条 - 第 8 条）
- 第 3 章 行為の規制等（第 9 条 - 第 15 条）
- 第 4 章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第 16 条 - 第 25 条）
- 第 5 章 景観形成推進組織（第 26 条）
- 第 6 章 支援及び助成、表彰（第 27 条・第 28 条）
- 第 7 章 景観審議会（第 29 条-第 37 条）
- 第 8 章 雑則（第 38 条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項及びその他良好な景観の形成のために必要な事項を定めることにより、本市の歴史、文化、自然等を活かした村上市らしい景観を守り、育て、つくり、市民一人一人が愛着と誇りの持てる景観を次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

【説明】

景観法に基づく「村上市景観計画」で必要な事項を定めた「村上市らしい景観」を守り、育て、つくり、市民の愛着と誇りの持てる景観を後世に引き継ぐことを本条例の目的とします。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の定めるところによる。

- 2 市民等とは市内に住所を有する個人及び土地や建築物、工作物等の権利等を有するものの若しくは法第16条第1項及び条例第9条に規定する行為を行う者をいう。
- 3 事業者とは市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体で法第16条第1項及び条例第9条に規定する行為を行う者又はこれらの設計の業を行う者をいう。

【説明】

条例で使われている用語について定義を付します。

景観で使用される用語「景観法」及び建築物等の定義などは「建築基準法」によるものです。

また、市民等、事業者の定義を定めています。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民等及び事業者の意見が十分に反映されるように努めなければならない。
- 3 市は公共施設等の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 市は、市民等及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を高め、積極的にこれを推進することができるように、情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。
- 5 市は、必要に応じて、国、県その他の地方公共団体及び公共的団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協

力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動等が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動等の実施に当たっては、良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

【説明】

協働により良好な景観の形成を進めていきます。

市・市民等・事業者がそれぞれの役割を担い主体的に景観の形成に関わり、相互して進めるため市の責務のほか、市民等・事業者の責務を明らかにします。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定手続)

第6条 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条に定める手続きによるほか、第29条に規定する村上市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(計画提案をすることができる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第26条の規定により認定された景観形成推進活動団体とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第8条 市は、法第14条第1項に規定する通知をしようとするときは、あらかじめ村上市景観審議会に計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かななければならない。

【説明】

「村上市景観計画」の策定や変更の手続きについて、「景観法」で定められている必須事項のほかに条例で加える事項として、別で定める「村上市景観審議会」に付議することを定めています。

また、景観法第11条第1項で定められている住民等のほか条例第26条で認定された団体も景観計画の策定及び変更等を提案することができます。

第3章 行為の規制等

(届出対象行為の追加)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓

(5)夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

【説明】

「景観法」で定められている届出制度について定めるものです。「景観法」で必須行為事項のほかに、条例で加える行為事項を定めています。

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1)別表に掲げる景観計画に定める区域・地区の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるもの以外の行為
- (2)設置の期間が60日を超えない仮設建築物の建築等又は工作物の建設等
- (3)道路その他の公共の場所から容易に望見できない場所における建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4)前各号に掲げるもののほか、村上市景観審議会の意見を聴いた上で良好な景観の形成に支障を及ぼす恐れがないと市長が認める行為

【説明】

「景観法」で定められている届出を要しない行為事項を定めています。別表には届出対象行為の規模などを明記していますが、それ以外の行為については届出等の適用は除外されます。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、前条において届出を要しないものとした行為を除くすべての行為とする。

【説明】

届出対象行為のうち、変更命令等の対象となる特定届出対象行為を定めています。

「村上市景観計画」に定める基準等に適合しない場合には、変更命令や基準に適合させるためのその他必要な措置について命ずる対象行為となります。

(届出書の添付書類)

第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1)景観形成チェックシート
- (2)平面図
- (3)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

【説明】

届出書への添付書類について「景観法施行規則」で定めるほかに、条例で必要な図書を加えるものです。

(助言及び指導)

第13条 市長は、法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出について、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるように助言し、又は指導をすることができる。

【説明】

届出対象行為を行う者に対し、届出にかかわる行為に関し、内容等確認後、必要な場合は指導又は助言することができるようにします。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

【説明】

「景観法」により勧告を受けた者が、正当な理由なく従わない場合、施主、事業者名及び物件名を公表できるようにします。

(無届行為者に係る措置)

第15条 市長は、法第16条第1項の規定による届出をすべき者が届出をしないで行為に着手し、又は虚偽の届出をした者に対し、届け出るべき事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する報告について、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるように勧告又は命令することができる。

3 前条第1項の規定は、前項の規定による勧告又は命令をしようとする場合について準用する。

【説明】

「景観法」による届出について、正当な理由のない無届出等に対して、届出者又は届出をすべき者に届け出るべき事項の報告を求めることや良好な景観の形成のために、必要事項があった場合は、勧告又は命令をすることができるようにします。

また、それに従わなかった場合は、前条により対応することができるようにします。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとする

きは、あらかじめ村上市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案があった場合の措置)

第17条 市長は、法第20条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定の提案があった場合は、村上市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の管理の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1)防災上必要な措置を講じること。

(2)定期的な点検を実施すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法について、景観重要建造物ごとに定めることができる。

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第19条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又はき損した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の指定の解除)

第20条 市長は、法第27条第2項の規定に基づく指定の解除をするときは、あらかじめ村上市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第14条第2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定)

第21条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ村上市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(景観重要樹木の指定の提案があった場合の措置)

第22条 市長は、法第29条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定の提案があった場合は、村上市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1)定期的にせん定や枝打ち等の措置を講ずること。

(2)定期的に病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法について、景観重要樹木ごとに定めることができる。

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第24条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、枯死し、又はき損した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の指定の解除)

第25条 市長は、法第35条第2項の規定に基づく指定の解除をするときは、あらかじめ村上市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 第19条第2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

【説明】

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定・現状の変更・廃止等の手続きについてやその管理の基準を定めています。

第5章 景観形成推進組織

(景観形成推進活動団体の認定)

第26条 市長は、一定の地区における良好な景観の形成を図ることを目的として当該地区の市民が自主的に設置した団体で、次に掲げる要件を満たすものを景観形成推進活動団体として認定することができる。

- (1) 団体の活動が、当該地区の良好な景観の形成を図るために特に有効であると認められるものであること。
- (2) 団体の構成員が、当該地区に存する土地及び建築物等の所有者等により組織されたものであること。
- (3) 規則で定める事項を規定する規約が定められているものであること。

2 市長は、景観形成推進活動団体が前項の要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【説明】

市民等が、一定の地区における良好な景観の形成を推進するための活動を自主的に行うことを目的とした組織を団体として認定することの条件を定めています。

第6章 支援及び助成、表彰

(景観の形成に係る支援及び助成)

第27条 市長は、良好な景観の形成に努めようとする者に対し、必要な技術的支援をすることができる。

- 2 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、予算の範囲内において、当該行為に要する経費の一部を助成することができる。
- 3 前項の良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為の範囲は、市長が別に定める。

【説明】

良好な景観の形成に努めようとする者に対して、必要な技術支援をできるようにします。また、「村上市景観計画」に定められている、重点地区の所有者等には、良好な景観に著しく寄与すると認められる行為を行った場合は経費の一部を助成できるようにします。その詳細な行為については別で定めます。

(表彰)

第28条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等について、

その所有者、設計者及び施工者を表彰することができる。

- 2 前項に掲げるもののほか、市長は、良好な景観の形成に著しく貢献したものを表彰することができる。

【説明】

良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる行為を行った者を表彰できるようにします。

第7章 景観審議会

(設置)

第29条 本市における良好な景観の形成の推進に関し必要な事項を調査審議するため、村上市景観審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第30条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の規定により定められた事項
- (2) 前項に掲げる事項のほか、良好な景観の形成に関して市長に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第32条 審議会に、特別の事項を調査審議させる場合があるときは、臨時委員を若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、審議事項について、その都度必要があると認められる者のうちから市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該審査事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第33条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 34 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、審議に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 35 条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 36 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるものとする。

第 37 条 審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【説明】

本条例の適切な運用を図るため、本条例及び良好な景観形成に関する重要事項について調査審議をする役割の「村上市景観審議会」を設置します。委員は、その役割を果たすために専門知識を有する者や景観の形成に携わる団体や一般市民、公共施設管理者の行政職員等を市長が委嘱します。また会長等の役割や会議運営に関する事項を定めます。

第 8 章 雑則

(委任)

第 38 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

この条例の施行に関し、事務的なことは規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に村上市歴史的景観保全条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の規定による届出をした者に対する助言及び指導等については、旧条例の定めるところによる。

3 この条例の施行の際、現に策定されている村上市景観計画は、第 6 条の規定により策定された景観計画とみなす。

【説明】

条例の施行日は平成 26 年 4 月 1 日から施行する予定としています。

経過措置として、この条例の施行の際、旧条例の「村上市歴史的景観保全条例」の届出をした者に対してはこの条例の届出は必要ありません。

また、現に策定されている「村上市景観計画」は第 6 条の手続きにより策定したものとみなします。

別表（第 10 条関係）

	一般市街地区域 村上駅前区域 瀬波温泉区域	田園・農村区域 森林・山村区域 海岸・漁村区域	重点地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転	延べ面積 100 ㎡以上のもの。		延べ面積 10 ㎡以上のもの。
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	延べ面積 100 ㎡以上のもので、公共の用に供する土地に面する各壁面若しくは屋根面の 1/2 以上のもの。		延べ面積 10 ㎡以上のもので、公共の用に供する土地に面する各壁面若しくは屋根面の 1/4 以上のもの。
工作物の新築、増築、改築若しくは移転	高さ 10.0m 以上のもの。		高さ 1.0m 以上のもの。
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ 10.0m 以上のもので、公共の用に供する土地に面する外観の 1/2 以上のもの。		高さ 1.0m 以上のもので、公共の用に供する土地に面する外観の 1/4 以上のもの。
開発行為	1 面積 500 ㎡以上のもの。 2 切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 30m 以上のもの。		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1 面積 500 ㎡以上のもの。 2 切土、盛土によって生ずる法面若しくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 30m 以上のもの。		
木竹の伐採	面積 300 ㎡以上の土地における木竹の伐採。	面積 1,000 ㎡以上の土地における木竹の伐採。	高さ 7.0m 以上、又は長さ 10.0m 以上の木竹の伐採。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	1 高さが 3.0m 以上のもの。 2 堆積に係る土地の面積が 300 ㎡以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のもの。		
水面の埋立て又は干拓	面積 1,000 ㎡以上のもの。		
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	以下のすべてに該当するもの。 1 届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの。 2 特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更。 3 照明期間が 60 日以上のもの。		

【説明】

「村上市景観計画」により届出対象行為の要件となります。区域や地区により要件を分けています。これ以外の行為については第 10 条の適用除外となります。